

# 日本ペット産業政策研究会 会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は日本ペット産業政策研究会と称する。

(目的)

第2条 本会は、わが国におけるペット産業に係る政策課題に関する検討及び意見交換を行い、ペット産業の振興に資することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条に定める目的を達成するために以下の事業を行う。

- (1) 定例研究会、部会の開催
- (2) セミナー、講演会等の開催
- (3) ペット産業政策に関する会員への情報提供
- (4) その他本会の目的を達するために相当と認める事業

(事務局)

第4条 本会は、事務局を一般社団法人 日本アニマルサポート協会に置く。

## 第2章 会員

(会員)

第5条 本会は、ペット産業に関連する法人及び団体であって、会長又は会長代行の推薦又は承認を得た者をもって構成する。

(入会)

第6条 本会に入会を希望する者は、別途定める入会申込書を事務局に提出し、会長又は会長代行の承認を得なければならない。なお、会長又は会長代行の推薦により入会する者はこれによらない。

(会員資格の喪失)

第7条 会員は次の理由によりその資格を喪失する。

- (1) 退会
- (2) 死亡又は失踪宣言、法人会員にあつてはその法人の解散
- (3) 除名

- 2 退会を希望する会員は事務局に退会届を提出しなければならない。なお、会長又は会長代行の推薦により入会した者はこれによらない。
- 3 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為のあった会員は、会長又は会長代行の承認を得て、除名することができる。

### 第3章 役員

(役員)

第8条 本会は、次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 1名以上
- 2 会長は副会長の中から、会長代行を1名指名することができる。

(役員の仕事)

第9条 会長又は会長代行は本会の会務を総理する。

- 2 会長代行は会長を補佐し、その職務を代行する。
- 3 副会長は会長及び会長代行を補佐し、会長及び会長代行に事故があるときはその職務を代行する。

### 第4章 会議

(会議)

第10条 定例研究会は会長又は会長代行が召集する。

- 2 定例研究会において、会長又は会長代行の承認を得て、ペット産業又は政策に理解の深い者を招いて意見を聴くことができる。

(部会)

第11条 本会は、必要に応じてテーマ別部会を置くことができる。

- 2 部会の主査及びメンバーは会長又は会長代行が指名する。
- 3 部会の活動及び運営に関する事項は別途定める。

### 第5章 雑則

(会則の変更)

第12条 本会則は会長又は会長代行の承認を得て、変更することができる。

(その他)

第13条 本会則に定めるものの他、本会の運営に必要な事項は別に定める。

附則

1. 2014年 2月25日 制定、2014年 4月 1日 施行
2. 2018年 4月 1日 改定、2018年 4月 1日 施行

# 日本ペット産業政策研究会 役員名簿

2018年10月 2日 現在

会 長 武部 新 (衆議院議員)

副会長 平野 展代 (一般社団法人 日本アニマルサポート協会 理事長)  
兼会長代行